

国民健康保険制度改正について

令和 8 年 2 月 1 8 日

大津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

賦課限度額及び軽減判定所得の見直し

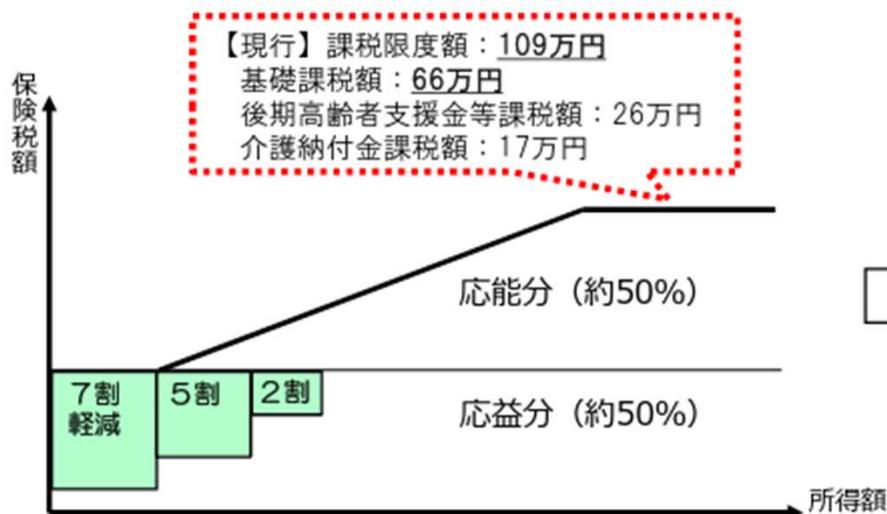
1 大綱の概要

I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。

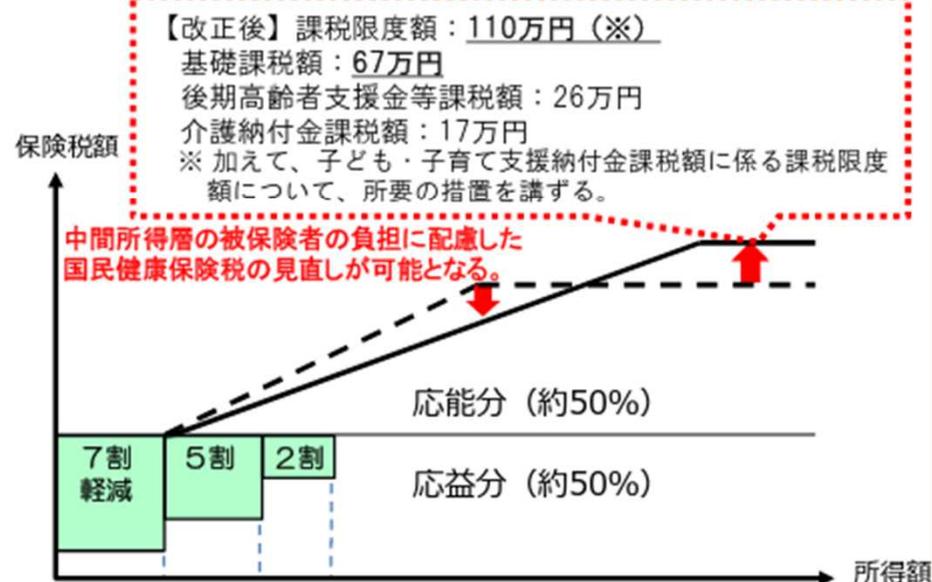
II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。

2 制度の内容



【現行】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1
 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 30.5万円 × (被保険者数 × 2)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 56万円 × (被保険者数 × 2)



【改正後】軽減判定所得
 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1
 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 31万円 × (被保険者数 × 2)
 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 57万円 × (被保険者数 × 2)

*1 給与・年金所得等が2人以上いる場合は、基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)
 *2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から 後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

賦課限度額の見直し

(1) 改正内容

基礎賦課分に係る賦課限度額について、現行の66万円から1万円引き上げ、67万円とする。

	現行	改正後
基礎分	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	109万円	110万円

(2) 影響見込み【基礎分】（令和8年1月時点）

世帯数：約550世帯

保険料収入：約5,300千円増

(3) 賦課限度額の改正経過

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎分	65万円	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円	17万円
合計	106万円	109万円	110万円

軽減判定所得の見直し

(1) 改正内容

被保険者の合計所得額が一定額以下の場合に、保険料の負担軽減を図るため、応益割（均等割・平等割）を軽減する制度について、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げるもの。

5割 軽減	現行	$43\text{万円} + 30.5\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改正後	$43\text{万円} + 31\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
2割 軽減	現行	$43\text{万円} + 56\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$
	改正後	$43\text{万円} + 57\text{万円} \times \text{被保険者数} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

例) 4人家族のうち2人が給与所得者であるとき

⇒ 5割軽減となる所得額 175万円 ⇒ 177万円

2割軽減となる所得額 277万円 ⇒ 281万円

これまで所得が281万円だった世帯が軽減を受けることができるようになる。

(2) 影響見込み(令和8年1月時点)

世帯数：約148世帯

保険料収入：約5,400千円減

軽減判定所得の見直し

(3) 所得判定基準額の改正経過

	2割軽減	5割軽減	7割軽減
令和 6年度	43万円＋ 54.5万円×被保険者＋ 10万円×（給与所得者等 の数－1）	43万円＋ 29.5万円×被保険者＋ 10万円×（給与所得者等 の数－1）	43万円＋ 10万円×（給与所得者等 の数－1）
令和 7年度	43万円＋ <u>56万円</u> ×被保険者数＋ 10万円×（給与所得者等 の数－1）	43万円＋ <u>30.5万円</u> ×被保険者＋ 10万円×（給与所得者等 の数－1）	43万円＋ 10万円×（給与所得者等 の数－1）
令和 8年度	43万円＋ <u>57万円</u> ×被保険者数＋ 10万円×（給与所得者等 の数－1）	43万円＋ <u>31万円</u> ×被保険者＋ 10万円×（給与所得者等 の数－1）	43万円＋ 10万円×（給与所得者等 の数－1）